

手下馬所内者、不相成候旨、向後心得違無之様、主人より可被申付置候、陪臣乗物御免、駕籠御免之譯之事、一家老は乗物御免に相成、一家老五十以下は駕籠御免相成、一万石以上之家老は、縦五十以下に而も乗物御免に相成、一家老之外者、五十以上、駕籠御免に相成、五十以下に而は、月切駕籠御免に相成候、右何れも其主人より相願候得者、御目付宅にて判元見候事、一乗物に而も駕籠にても、御目付宅に而、一度判元見候得者、其身一代相濟候事、但月切駕籠者、五ヶ月目引替之事、

〔落穂集追加〕乗輿御制禁之事

一問曰、乗輿の儀は、以前も今時の如く、御吟味強く有之たる事に候や、答曰、只今とてもと申内に、我等若き頃の儀は、乗輿の御制禁、別而稠敷有之たる様に覺へ申候、子細を申に、以前の儀は、御直參衆の義は格別、大名方の家來共、五十有餘に罷成乗輿の御願をいたし候節、大家小家に寄らず、其家に於て家老職を申付置候と有之儀を、主人方より御斷被申上候得ば、乗物を御免被遊、其外には、たとへ高知行を取、重き役儀を勤候者たり共、竹輿ならでは御免無之に付、何れも竹輿を澀塗に仕りて乗り申也、町人職人等の儀も、五十以上に罷成、又は法體など仕る者、御願を申上候へば、右の竹輿を御免被遊る、也、今時の御免駕籠杯申物は無之也、其節も四坐の猿樂共は、御願申上、老若を不限、竹輿を御免被遊けれ共、一同に黒く塗りて乗申義は、外々の竹輿に紛れ不申様にとの儀に有之と也、右竹輿の義に付、御代々公儀の御用を相勤る者に、橋本甚三郎とやらん申たる町人、法體仕り、橋本深入と改名仕るころ、御禮日の事に候處に、澀張の竹輿に乗下乗橋の邊迄乗來候に付、御徒目付、是を見咎、其方は何者なれば、竹輿にて是へは乗入たるぞと尋に付、私儀は御用を承りし橋本深入と申もの、よし申候得ば、御徒目付被聞、たとへ御用達にもあれ、下乗迄竹輿に乗、御大法を背き候上は通申こと成らず、吟味を不遂して